

鳥取県告示第741号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町 大字浦安123 － 1	社会福祉法人琴浦町 社会福祉協議会琴浦 ふれあい作業所	東伯郡琴浦町大字赤 碕1113－ 3	就労継続支援 B型	平成22年10月 28日